

公安委員会会議録

開催日時	自 午後 1時00分 令和7年2月26日（水） 至 午後 5時24分
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公安委員 今村委員長 野村委員 弘永委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 生活安全部における組織改編の成果と今後の取組

生活安全部長から、

令和6年度組織改編により、人身安全・少年課及び生活安全捜査課を新設し、1年が経過しようとしていることから、その成果等を報告する。

(1) 人身安全・少年課の新設等

ア 目的

前身の人身安全対策課が児童虐待事案を所管しており、一方の少年課は少年の健全育成を所管していた。この二つの課を統合することで、一体的かつ円滑に業務を進め、対策の実効性を向上させることとした。

また、ストーカー・DV・虐待事案などの人身安全関連事案について、認知から行政命令の実施までを一元的に対応するため、人身安全対策官を新規に配置した。

イ 成果

少年に対する支援実施状況について、令和5年に比べ令和6年では実施件数が増加した。二つの課を統合したことにより、人身安全関連事案への対応から少年の立ち直り支援活動へ、スムーズな移行がなされるようになった。

前身の少年課が構築してきた教育機関との連携については、少年が関係する人身安全関連事案対策にも反映されている。さらに、少年課に属していた公認心理士や教員資格を有する専門職員が、事件捜査等の初期段階から心理学的知見による助言等を行うことが可能となった。

また、人身安全対策官が個別事案の具体的指揮・管理を行い、ストーカー事案の検挙・禁止命令の割合が過去5年で最多となった。個別事案への過小評価の絶無に取り組んでおり、成果として現在のところ重大な再被害は発生していない。

(2) 生活安全捜査課の新設

ア 目的

繁華街・歓楽街対策及び捜査体制の充実強化が目的である。

イ 成果

増員の成果もあり、生活安全捜査課所管事件の送致人員等は増加した。

風俗関係事犯や福祉犯全般の取締りは想定どおりとはいかなかったものの、生活経済事犯捜査においては一定の成果を出すことができた。

(3) 今後の取組

前身の少年課の基本理念である少年の健全育成業務に間隙を作らないため、少年の特性に配慮しつつ、人身安全関連事案への的確な対応と、特に少年が関与する匿名流動型犯罪グループ関連の各種事犯について、摘発に努めていく。

旨の説明があった。

野村委員から、「児童虐待など、弱者への虐待等は許せない行為である。認知し早期に対応してほしい。さらに、他機関と連携しつつ、県警察として介入すべきところは積極的に介入してほしい。ストーカー被害は重大事案に発展する場合もあるが、適宜報告をいただいております、よく対応してくれていると思う。」旨の発言があった。

弘永委員から、「犯罪の低年齢化も見受けられるので、少年に対する取組は重要である。警察では対応が難しい部分もあると思うが、組織改編などによる成果が出ていることは評価できる。今後もよろしくお願いします。」旨の発言があった。

今村委員長から、「組織改編などは、すぐに明確な結果が出るような話ではないが、よりよい結果となるよう試行錯誤していると感じる。印象深い話として、専門職員の助言が功を奏したとのことであったが、今後の方向性として、専門性の高い関係機関と連携していくべきか、それとも専門性の高い職員を配置、又は育成していく方向なのか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「専門的な職員が増えると良いが、予算面など困難な部分もある。」旨の説明があった。

2 交通事故分析を踏まえた高齢者の交通事故防止対策の推進

交通部長から、

令和6年の交通事故死者数は令和5年を大きく上回った。交通死亡事故につながりかねない重傷交通事故も増加しており、今後いかにして死亡・重傷交通事故を減らしていくか検討しているところである。

令和6年は特に交通事故死者数の7割を高齢者が占めている。高齢運転者が関与する死亡事故が全体の約半数であり、高齢歩行者が被害に遭う交通死亡事故も全体の9割となっている。高齢者が高い比率で死亡・重傷交通事故に関与していることに対し、事故分析を行い、交通事故防止対策を検討している。

(1) 発生状況(令和6年中)

- 原付以上の車両を運転して第一当事者となった死亡・重傷交通事故(運転免許保有人口10万人あたり)

約7割が65歳以上の高齢運転者であり、85歳以上の高齢運転者は35パーセントである。

- 歩行者の状態別死亡・重傷交通事故(人口10万人あたり)

約9割が65歳以上の高齢歩行者であり、85歳以上の高齢歩行者については、横断歩道横断中の事故が特に多い。

(2) 高齢者の交通事故の特徴(令和6年中)

- 高齢運転者事故類型別(運転免許保有人口10万人あたり)

65歳以上の高齢者の中でも、年齢が上がるにつれて事故を起こす割合が高くなり、85歳以上の高齢運転者は、人対車両、車両単独の事故が多い。

- 高齢運転者事故原因別(運転免許保有人口10万人あたり)

特に85歳以上の高齢運転者は、発見の遅れ、安全不確認が多い。

- 高齢歩行者の時間帯別発生状況(死亡・重傷者数)

特徴として、午前と夕方に多発している。

○ 高齢歩行者の自宅からの距離

交通事故の発生場所について、約半数が自宅から500m以内となっており、通り慣れている道で、事故に遭っている状況である。

(3) 対策

特に85歳以上の高齢者の事故率が高いため、今後の対策の要と考えている。

令和6年に人身交通事故や物損交通事故の第一当事者となった85歳以上の高齢者は約900人であり、85歳以上の運転免許保有人口が約1万1,000人であるので、12人に1人が事故を起こしている比率となる。

○ 運転者に対する施策

一定期間に複数回の交通事故を起こした方を対象とする「APサポートプログラム」を活用した、個別の交通安全指導（「交通安全定期診断」や高齢者の事故実態等を周知する指導）の充実を行っていく。

○ 広報啓発活動

- ・ 高齢運転者の交通事故の実態を周知する啓発資料を作成し周知する。
- ・ 運転に不安を感じている方には、サポートカー限定運転免許をきっかけとしてサポートカーへの乗り換えや、運転卒業証制度を通じた運転免許証の自主返納を案内していく。
- ・ 高齢者が多く利用する医療機関と連携し、広報を行う。
- ・ 高齢者と関わりの深いシルバー人材センター等と連携し、身近な危険の周知等を含め、交通安全指導を実施する。

旨の説明があった。

野村委員から、「良く分析ができています。交通事故を繰り返してしまった場合に適用されるAPサポートプログラムについて、不注意などは加齢により判断能力が低下していることが一因かもしれない。高齢者による事故が報道で大きく取り上げられると、高齢者の家族などが高齢運転者に運転免許証の返納などを促す場合もあると思う。高齢者に他人ごとではないと思ってもらうことも大切である。広報資料に実際の事故現場の写真を使用しており効果的だと思う。」旨の発言があった。

弘永委員から、「75歳以上と高齢になった場合、自動車の運転が難しい方もいるのではないかと思います。家族からの助言もあると思うが、高齢運転者本人が納得しないと運転免許証の返納に繋がらないのではないかと。資料について、高齢者に見てもらいたい場合は、伝えたい事項を絞り、文字数を減らすと効果的かもしれない。高齢者が多く利用する医療機関に加え、年金支給日の金融機関などで広報を行えば、広範囲に注意喚起ができるのではないかと。」旨の発言があった。

今村委員長から、「以前の統計等では65歳以上を高齢者として集計していた。現在では75歳以上や85歳以上と細分化する必要があると、高齢運転者は山口県内でも相当数となることから、高齢運転者の事故防止に注力していかなければならない。啓発用の資料を用いることにより、交通安全指導を行う県警察の担当者も、交通安全に対する知識を平準化することができるので良いと思う。わかりやすく説明できるように活用してほしい。資料の中で、チェックシートも有効であると思う。」旨の発言があった。

3 サイバーセキュリティセミナーの開催

警備部長から、

サイバー空間の脅威が高まる中、重要インフラ事業者や先端技術保有企業の危機意識の向上と、対策に従事する警察職員の問題意識と対処能力の向上を図るため、部外

の企業等及び部内の警察職員をそれぞれ対象に、部外講師を招聘したサイバーセキュリティセミナーを開催した。

(1) 部外対象セミナー

ア 開催日時

令和7年2月6日（木）午後2時から午後3時15分までの間

イ 実施形態

オンライン

ウ 受講者

重要インフラ事業者、学術機関、先端技術保有企業等

エ 講師

政策研究大学院大学 佐野氏

オ 講演内容

サイバー攻撃によるインシデント事案を受け、現場から見たインシデント発生から復旧までの措置経過、終息後に見えた課題について、体験談を含め講演が行われた。

カ 反響

「実体験を基にした貴重な話で、身近な問題との危機感を覚えた」「自社のセキュリティ状況と照合し、改善点の発見に至った」などの感想があった。

(2) 部内対象セミナー

ア 開催日時

令和7年2月7日（金）午後3時から午後4時30分までの間

イ 開催場所

山口県警察本部7階 大会議室（オンラインで各署に同時配信）

ウ 受講者

警察本部、警察署員

エ 講師

株式会社川口設計 川口氏（県警察サイバーテクニカルアドバイザー）

オ 講演内容

「サイバー攻撃の現状と警察組織に求められること」と題し、過去のサイバー事案発生で浮き彫りとなった課題や、平素から相談してもらえる企業との関係性の構築、警察職員が対策を講じる上でのポイントや問題意識の重要性について講演が行われた。

○ 反響

「リアルタイムで変化するサイバー攻撃の現状や情勢、企業等へ呼びかけるポイントなどについて、理解を深めることができた」等の感想があった。

旨の説明があった。

野村委員から、「サイバー空間の脅威における問題は幅が広く、対応する警察も大変である。部外対象セミナーは、サイバー空間における防犯活動に近いものがあると思う。昨年に比べ参加企業が増えていることも、危機意識を持つ企業が増えている結果ではないか。一つの企業が被害に遭えばそこから関連企業に被害が波及するかもしれないので、サイバー空間の脅威を軽視せず、それぞれの企業等が危機意識を高め、コストをかけて準備するなど対処する必要がある。」旨の発言があった。

弘永委員から、「サイバー空間における対策は、ますます重要になっていると思う。重要インフラ事業者や先端技術保有企業などは対策に力を入れて取り組んでいると思うが、中小企業では対策が難しいところもあると思う。一つの対策として、企業で使用

している端末のOSのサポート期限が切れるといった問題もあるが、コストがかかる問題ではあるものの、OSを更新するなどできる対策を行っていくことが必要になると思う。」旨の発言があった。

今村委員長から、「サイバー空間における脅威について、被害に遭った後、加害者について捜査する役目は警察であると認識されていても、サイバー空間の脅威に対する専門的職員が警察にいとあまり認識されていないのではないか。サイバー空間においても警察が頼られる存在となれるように、対策ができていない企業等へ周知できれば良いのではないか。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 運転免許の行政処分

運転管理課長から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞への出席者4人からの聴取結果について報告を受けるとともに、処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定した。欠席者13人については、運転管理課長から処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定し、他4人については、再呼出しとした。

(2) 意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理課長から、3月12日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

(3) 審査請求に係る弁明書の作成

運転免許課長から、審査請求人に対する弁明書の送付及び反論書の提出要求について説明を受け、令和6年12月18日に受理の報告を受けた審査請求について、弁明書を決定し、決裁した。

(4) 指定講習機関の指定等に関する内規の一部改正

運転免許課長から、指定講習機関の指定等に関する内規の改正について説明を受け、決裁した。

(5) 山口県公安委員会の文書例式等に関する規程及び警察署用公安委員会公印の使用に関する内規の一部改正

運転免許課長から、山口県公安委員会の文書例式等に関する規程及び警察署用公安委員会公印の使用に関する内規の改正について説明を受け、決裁した。

(6) 公安委員会宛て文書への対応方針

地域企画課長から、公安委員会宛てになされた文書について対応方針の説明を受け、決裁した。

(7) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

地域企画課長から、令和6年12月11日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、交通指導課長から、令和7年1月15日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、それぞれ調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

(8) 交番・駐在所の再編整備計画（令和8年度）

地域企画課長から、令和8年度における交番及び駐在所の再編整備計画について説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

運転管理課長から、1月中の運転管理課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、運転免許課長から、1月中の運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(2) 警務課関係業務説明

警務課長から、警務課関係業務について説明を受けた。

(3) 被疑者取調べ監督業務の推進状況（令和6年中）

公安委員会会務官から、令和6年中の被疑者取調べ監督業務の推進状況について報告を受けた。

(4) 監察関係業務報告

監察官室長及び監察官から、監察案件について、それぞれ報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。